第六十号及び第百三十七号	六十万九千円
第七十九号、第八十号及び第八十三号	四十二万二千円
第百三十七号及び第百四十八号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第九十一号	七十九万六千円
第九十二号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第九十一号	百七万七千円
第三号及び第九十一号	七十九万六千円

第六十号及び第百三十四号	六十万九千円
第七十七号、第七十八号及び第八十一号	四十二万二千円
第百三十四号及び第百四十五号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十九号	七十九万六千円
第九十号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	百七万七千円
第三号及び第八十九号	七十九万六千円

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三

特定改造等自動車審査試験項目

		特定改造等自動車審査試験項目別費用額
一	開発、製作及び製作後の各過程におけるサイバーセキュリティ管理に係る試験	二十一万八千円
二	申請者の組織内におけるサイバーセキュリティ管理のプロセスに係る試験	二十一万八千円
三	サイバーセキュリティのリスク特定のプロセスに係る試験	五十万円
四	サイバーセキュリティのリスク評価のプロセスに係る試験	五十万円
五	サイバーセキュリティのリスク管理のプロセスに係る試験	五十万円
六	自動車に係るサイバーセキュリティの試験のプロセスに係る試験	二十五万円
七	サイバーセキュリティのリスク評価を最新の状態に保つためのプロセスに係る試験	十八万七千円
八	自動車に対するサイバー攻撃の監視及び検知のプロセスに係る試験	十八万七千円
九	自動車に対するサイバー攻撃に関連する情報提供のプロセスに係る試験	十八万七千円